

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成28年10月31日
【発行者名】 ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー
 （BlackRock Fund Management Company S.A.）
【代表者の役職氏名】 取締役 ジェフリー D．ラドクリフ
 （Geoffrey D. Radcliffe）
【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1855、
 J．F．ケネディ通り 35A 番
 （35A, avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg,
 Grand Duchy of Luxembourg）
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽
【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
 アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【事務連絡者氏名】 弁護士 中野 春芽
 弁護士 十枝 美紀子
 弁護士 橋本 雅行
【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
 アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】 03 (6888) 1000
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
 ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ -
 グローバル・アロケーション・ポートフォリオ
 （BlackRock Global Investment Series -
 Global Allocation Portfolio）
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
 クラスA 受益証券（米ドル建て） 500億アメリカ合衆国ドル（約5
 兆1,590億円）を上限とする。
 クラスA 受益証券（豪ドル建て） 500億オーストラリア・ドル（約
 3兆8,755億円）を上限とする。
 クラスA 受益証券（円建て） 5兆円を上限とする。
 （注）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）およびオーストラリア・
 ドル（以下「豪ドル」という。）の円貨換算は、便宜上、平成28年8月31
 日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米
 ドル＝103.18円、1豪ドル＝77.51円）による。
【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成28年7月14日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正および追加するため、また、訂正すべきその他の事項があるため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

（１）半期報告書を提出したことによる訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (3) ファンドの仕組み 管理会社の概況	(ハ) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況 資産別および地域別の投資状況	更新
	(2) 投資資産		投資資産	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加または更新
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	a. 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
3 管理会社の経理状況		5 管理会社の経理の概況		追加
5 その他	c. 訴訟事件その他の重要事項	4 管理会社の概況	(3) その他	追加

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー（BlackRock Fund Management Company S.A.）（以下「管理会社」という。）により管理・運用されているブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ（BlackRock Global Investment Series）（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドであるグローバル・アロケーション・ポートフォリオ（Global Allocation Portfolio）（以下「ポートフォリオ」という。）の運用状況は、以下のとおりである。

（１）投資状況

資産別および地域別の投資状況

（平成28年8月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計 （アメリカ合衆国ドル）	投資比率 （％）
投資証券	ルクセンブルグ	366,595,969.94	100.36
小計		366,595,969.94	100.36
現金およびその他の資産（負債控除後）		- 1,300,501.62	- 0.36
合計（純資産総額）		365,295,468.32 （約37,691百万円）	100.00

（注１）投資比率とは、純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下、別段の記載がない限り、同じ。

（注２）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）およびオーストラリア・ドル（以下「豪ドル」という。）の円貨換算は、便宜上、平成28年8月31日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝103.18円、１豪ドル＝77.51円）による。以下、米ドルおよび豪ドルの円貨表示はすべてこれによるものとする。

（注３）ファンドは、ルクセンブルグ大公国（以下「ルクセンブルグ」という。）の法律に基づいて設定されているが、受益証券は米ドル建て、豪ドル建てまたは円建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル、豪ドルまたは円をもって行う。

（注４）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載している。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、それに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載している。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

投資資産

() 投資有価証券の主要銘柄

(平成28年8月末日現在)

順位	銘柄	国名	種類	口数	米ドル				投資 比率 (%)
					取得金額		時価		
					単価	金額	単価	金額	
1 .	BlackRock Global Funds - Global Allocation Fund X Class non-distributing share	ルクセンブルグ	投資証券	5,221,659.25	54.58	284,979,479.17	58.81	307,085,780.49	84.07
2 .	BlackRock Global Funds - Global Allocation Fund X Class non-distributing share AUD hedged	ルクセンブルグ	投資証券	4,520,827.96	12.51	56,561,735.33	12.66	57,249,697.43	15.67
3 .	BlackRock Global Funds - Global Allocation Fund X Class non-distributing share JPY hedged	ルクセンブルグ	投資証券	234,067.38	9.87	2,311,373.82	9.66	2,260,492.02	0.62

< 参考情報 >

投資対象ファンド（ブラックロック・グローバル・ファンズ - グローバル・アロケーション・ファンド（以下「BGF - GAF」という。））の組入株式上位10銘柄

(平成28年8月末日現在)

順位	銘柄	投資比率 (%)	順位	銘柄	投資比率 (%)
1	APPLE INC	1.4	6	NESTLE SA	0.5
2	ALPHABET INC CLASS C	1.2	7	WELLS FARGO	0.5
3	FACEBOOK CLASS A INC	0.8	8	JPMORGAN CHASE & CO	0.5
4	MARATHON PETROLEUM CORP	0.7	9	BANK OF AMERICA CORP	0.5
5	GENERAL ELECTRIC	0.7	10	ANADARKO PETROLEUM CORP	0.5

(注1) 投資比率とは、BGF - GAFの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいう。

(注2) 株式以外の組入銘柄については、BGF - GAFにより開示されていないため、本書に記載することができない。

() 投資不動産物件

該当事項なし（平成28年8月末日現在）。

() その他投資資産の主要なもの

該当事項なし（平成28年8月末日現在）。

(2) 運用実績

純資産の推移

クラスA 受益証券（米ドル建て）およびクラスA 受益証券（豪ドル建て）の平成28年8月末日現在および同日前1年以内における各月末の純資産の推移、ならびにクラスA 受益証券（円建て）の運用開始日（平成28年8月17日）から平成28年8月末日までの期間の各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

クラスA 受益証券（米ドル建て）

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
平成27年8月末日	336,175,756.96	34,686,614,603	13.00	1,341
9月末日	328,957,159.43	33,941,799,710	12.58	1,298
10月末日	344,598,865.11	35,555,710,902	13.20	1,362
11月末日	338,758,100.36	34,953,060,795	13.12	1,354
12月末日	332,437,094.80	34,300,859,441	13.02	1,343
平成28年1月末日	316,958,633.62	32,703,791,817	12.38	1,277
2月末日	313,754,146.49	32,373,152,835	12.37	1,276
3月末日	319,961,405.96	33,013,617,867	12.89	1,330
4月末日	323,511,897.86	33,379,957,621	13.09	1,351
5月末日	315,350,211.11	32,537,834,782	12.98	1,339
6月末日	305,593,902.78	31,531,178,889	12.86	1,327
7月末日	308,914,833.88	31,873,832,560	13.31	1,373
8月末日	305,976,893.22	31,570,695,842	13.39	1,382

クラスA受益証券（豪ドル建て）

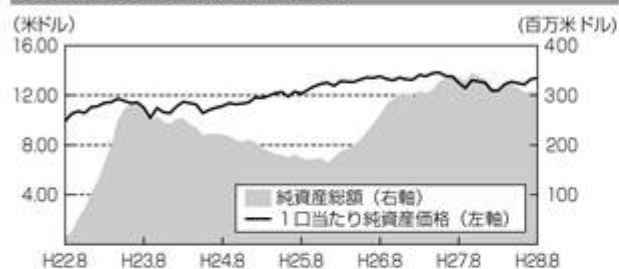
	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
平成27年8月末日	52,618,057.04	4,078,425,601	14.69	1,139
9月末日	50,682,178.96	3,928,375,691	14.21	1,101
10月末日	56,326,682.68	4,365,881,175	14.93	1,157
11月末日	60,255,077.85	4,670,371,084	14.86	1,152
12月末日	61,833,516.22	4,792,715,842	14.78	1,146
平成28年1月末日	61,980,569.52	4,804,113,943	14.04	1,088
2月末日	63,380,914.11	4,912,654,653	14.05	1,089
3月末日	67,002,327.76	5,193,350,425	14.64	1,135
4月末日	68,515,935.31	5,310,670,146	14.89	1,154
5月末日	68,929,703.50	5,342,741,318	14.79	1,146
6月末日	69,062,432.30	5,353,029,128	14.66	1,136
7月末日	73,888,721.89	5,727,114,834	15.18	1,177
8月末日	75,967,091.05	5,888,209,227	15.29	1,185

クラスA受益証券（円建て）

	純資産総額	1口当たり純資産価格
	円	円
平成28年8月末日	233,518,263.02	99.60

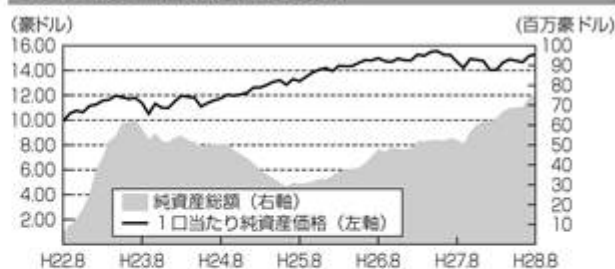
< 参考情報 >

クラスA受益証券（米ドル建て）



※平成22年8月末日から平成28年8月末日まで月末ベース

クラスA受益証券（豪ドル建て）



※平成22年8月末日から平成28年8月末日まで月末ベース

クラスA受益証券（円建て）

(円)

	純資産総額	1口当たり純資産価格
平成28年8月末日	233,518,263.02	99.60

分配の推移

該当事項なし。

収益率の推移

期間	収益率（％）（注１）		
	クラスA受益証券 （米ドル建て）	クラスA受益証券 （豪ドル建て）	クラスA受益証券 （円建て）
平成27年9月1日～ 平成28年8月末日（注２）	3.00	4.08	- 0.40

（注１）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

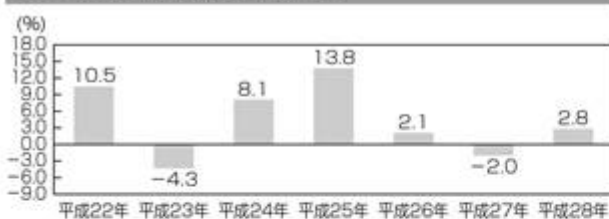
a＝平成28年8月末日現在の1口当たり純資産価格（当該期間における分配金の合計額を加えた額）

b＝平成27年8月末日現在の1口当たり純資産価格（分配金落ちベース）。ただし、クラスA受益証券（円建て）については、当初募集価格（100円）とする。

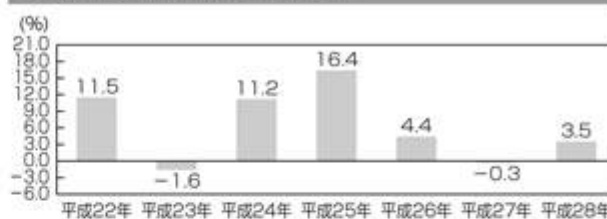
（注２）クラスA受益証券（円建て）については、平成28年8月17日（運用開始日）から平成28年8月末日までの収益率を記載している。

< 参考情報 >

クラスA受益証券(米ドル建て)



クラスA受益証券(豪ドル建て)



クラスA受益証券(円建て)

（注１）収益率(%)＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝上記各暦年末の1口当たり純資産価格（当該各暦年の分配金の合計額を加えた額）

b＝当該各暦年の直前の各暦年末の1口当たり純資産価格（分配金落ちベース）。ただし、平成22年については、当初募集価格（クラスA受益証券（米ドル建て）については10.00米ドル、クラスA受益証券（豪ドル建て）については10.00豪ドル）とする。また、クラスA受益証券（円建て）の平成28年については、当初募集価格（100円）とする。

（注２）平成22年については8月20日から年末までの収益率を記載しており、また、クラスA受益証券（米ドル建て）およびクラスA受益証券（豪ドル建て）の平成28年については年初から8月末日までの収益率を、クラスA受益証券（円建て）の平成28年については8月17日（運用開始日）から8月末日までの収益率を記載している。

※ポートフォリオにはベンチマークはない。

2 販売及び買戻しの実績

平成28年8月末日前1年間における販売および買戻しの実績（ただし、クラスA受益証券（円建て）については、平成28年8月1日から平成28年8月末日までの期間の販売および買戻しの実績とする。）
ならびに平成28年8月末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

クラス	販売口数	買戻口数	発行済口数
クラスA受益証券 （米ドル建て）	3,465,553 (3,465,553)	6,466,633 (6,462,754)	22,851,249 (22,851,249)
クラスA受益証券 （豪ドル建て）	2,129,271 (2,129,271)	742,933 (742,933)	4,968,926 (4,968,926)
クラスA受益証券 （円建て）	2,344,617 (2,343,587)	0 (0)	2,344,617 (2,343,587)

（注）（ ）の数は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数である。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a．本書記載のファンドの邦文の中間財務書類（以下「邦文の中間財務書類」という。）は、ルクセンブルグにおける諸法令及び一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類（以下「原文の中間財務書類」という。）の翻訳に、下記の円換算額を併記したものである。ファンドの中間財務書類の日本における開示については、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下「中間財務諸表等規則」という。）（昭和52年大蔵省令第38号）第76条第4項ただし書の規定が適用されている。

邦文の中間財務書類には、中間財務諸表等規則に基づき、原文の中間財務書類中の米ドル及び豪ドル表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には、平成28年8月31日の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値である、1米ドル＝103.18円および1豪ドル＝77.51円の為替レートが使用されている。

円換算額は、原文の中間財務書類には記載されていない。

- b．原文の中間財務書類は、外国監査法人等（「公認会計士法」（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。）から、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けていない。

(1) 資産及び負債の状況

グローバル・アロケーション・ポートフォリオ

純資産計算書（無監査）

2016年7月31日現在

	注記	米ドル	千円
資産：			
有価証券ポートフォリオ - 原価		344,859,074	35,582,559
未実現利益		20,913,098	2,157,813
有価証券ポートフォリオ - 時価	2(a)	365,772,172	37,740,373
投資売却未収入金	2(a)	796,879	82,222
ファンド受益証券販売未収入金	2(a)	441,236	45,527
資産合計		367,010,287	37,868,121
負債：			
当座借越	2(a)	154,523	15,944
投資購入未払金	2(a)	276,264	28,505
ファンド受益証券買戻未払金	2(a)	796,871	82,221
未払費用及びその他の負債		941,401	97,134
負債合計		2,169,059	223,804
純資産合計		364,841,228	37,644,318

34ページから39ページ（訳者注：原文のページ）の注記は当財務諸表の不可欠な一部である。

グローバル・アロケーション・ポートフォリオ

3年間の純資産価額の要約（無監査）

2016年7月31日現在

	2016年7月31日現在		2016年1月31日現在		2015年1月31日現在	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
純資産合計	364,841,228	37,644,318	360,936,945	37,241,474	332,778,562	34,336,092
1口当たり純資産額：						
	(豪ドル)	(円)	(豪ドル)	(円)	(豪ドル)	(円)
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
クラスA無分配型受益証券	15.18	1,177	14.04	1,088	14.81	1,148
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
クラスA無分配型受益証券	13.31	1,373	12.38	1,277	13.25	1,367

34ページから39ページ（訳者注：原文のページ）の注記は当財務諸表の不可欠な一部である。

グローバル・アロケーション・ポートフォリオ
損益計算書及び純資産変動計算書（無監査）
2016年7月31日に終了した期間

	注記	米ドル	千円
期首純資産		360,936,945	37,241,474
費用：			
管理費用（放棄額控除後（該当する場合））	4	1,358,093	140,128
販売報酬（放棄額控除後（該当する場合））	4	1,358,093	140,128
事務管理報酬	6	221,745	22,880
監査報酬		50,236	5,183
弁護士報酬		24,572	2,535
印刷費及びその他の報告費用		73,716	7,606
管理調整報酬（放棄額控除後（該当する場合））	5	45,270	4,671
保管報酬	7	59,074	6,095
名義書換事務代行報酬		14,925	1,540
その他の報酬		8,555	883
費用合計		3,214,279	331,649
投資純損失		(3,214,279)	(331,649)
実現純利益 / （損失）：			
投資	2(a), 2(b)	1,480,658	152,774
外国通貨取引及び為替予約	2(d), 2(e)	(471,154)	(48,614)
当期間の実現純利益		1,009,504	104,161
未実現利益 / （損失）の純変動：			
投資	2(a)	31,913,409	3,292,826
外国通貨取引及び為替予約	2(d), 2(e)	(12)	(1)
当期間の未実現利益 / （損失）の純変動		31,913,397	3,292,824
営業活動による純資産の増加		29,708,622	3,065,336
受益証券の増減：			
受益証券の発行による正味受取額		22,003,708	2,270,343
受益証券の買戻による正味支払額		(47,808,047)	(4,932,834)
受益証券の増減による純資産の減少		(25,804,339)	(2,662,492)
期末純資産		364,841,228	37,644,318

34ページから39ページ（訳者注：原文のページ）の注記は当財務諸表の不可欠な一部である。

グローバル・アロケーション・ポートフォリオ

発行済受益証券変動計算書（無監査）

2016年7月31日現在

	期首発行済 受益証券口数	発行受益証券 口数	買戻受益証券 口数	期末発行済 受益証券口数
クラスA無分配型受益証券 （豪ドル建）	4,414,548	823,454	369,579	4,868,423
クラスA無分配型受益証券 （米ドル建）	25,606,740	1,027,458	3,418,872	23,215,326

34ページから39ページ（訳者注：原文のページ）の注記は当財務諸表の不可欠な一部である。

(2) 投資有価証券明細表等

グローバル・アロケーション・ポートフォリオ

投資明細表（無監査）

2016年7月31日現在

集团投資スキーム¹

保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
ルクセンブルグ			
5,307,864	BlackRock Global Funds - Global Allocation Fund X Class non-distributing share	309,713,861	84.89
4,432,257	BlackRock Global Funds - Global Allocation Fund X Class non-distributing share AUD hedged	56,058,311	15.37
		365,772,172	100.26
集团投資スキーム合計		365,772,172	100.26
有価証券ポートフォリオ—時価		365,772,172	100.26
その他の純負債		(930,944)	(0.26)
純資産合計（米ドル）		364,841,228	100.00

¹ 関連当事者のファンドに対する投資である。詳細については、注記8を参照のこと。

グローバル・アロケーション・ポートフォリオは、「フィーダー・ファンド」として、ブラックロック・グローバル・ファンズのサブ・ファンドであるグローバル・アロケーション・ポートフォリオのクラスXに投資している。直近のブラックロック・グローバル・ファンズ（グローバル・アロケーション・ファンドのクラスX無分配型投資証券及び豪ドル建クラスX無分配型投資証券(ヘッジ有)を含む。）の年次報告書（監査済）及び半期報告書（無監査）の写しは、www.blackrock.comにて、または要求に応じてブラックロック・グローバル・ファンズの登記上の事務所及び各国のブラックロック投資家サービス・チームから入手可能である。ブラックロック・グローバル・ファンズの登記上の事務所は、ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L—1855、J . F . ケネディ通り 35 A 番に所在している。

セクター別内訳
2016年7月31日現在

	純資産比率(%)
集团投資スキーム	100.26
有価証券ポートフォリオ - 時価	100.26
その他の純負債	(0.26)
	100.00

34ページから39ページ（訳者注：原文のページ）の注記は当財務諸表の不可欠な一部である。

[次へ](#)

ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ

財務諸表に対する注記（無監査）

2016年7月31日現在

1 組織

ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ（以下「当ファンド」という。）は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設定されたオープン・エンド型契約型投資信託（fonds commun de placement）である。当ファンドは、譲渡可能有価証券に対する投資信託に関連した2010年12月17日付の法律（改正後）（以下「2010年法」という。）のパート 1 に基づいて設定された。当ファンドは、2011年6月8日付の欧州議会及び理事会のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関するEU指令第2011/61号（以下「AIFMD」という。）、並びにオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付のルクセンブルグの法律（以下「2013年法」という。）に準拠して、オルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」という。）としての資格を有している。

管理会社は、当ファンドのオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」という。）ではない。そして、AIFMDの意義の範囲内で当ファンドに対してポートフォリオ及びリスク管理機能を実行するために、ブラックロック・アセット・マネジメント・シュワイツ・アー・ゲー（以下「投資運用会社」という。）を選任している。現在、投資運用会社は認可されたAIFMではない。

2016年7月31日現在、当ファンドは、5つのポートフォリオの受益証券を提供していた。これらは、グローバル・アロケーション・ポートフォリオ、世界株式インカム・ポートフォリオ、インカム・ストラテジー・ポートフォリオ、スーパー・マナー・マーケット・ファンド及びワールド・インカム・ポートフォリオ（以下各々を「ポートフォリオ」、総称して「全ポートフォリオ」という。）であった。各ポートフォリオは、異なる投資目的を持ち、異なる種類の譲渡可能有価証券又は市場商品に投資する。

各ポートフォリオは、独立した資産のプールであり、以下の各ポートフォリオの独立した受益証券で表
象される。

クラス A

豪ドル建クラス A 分配型受益証券

ユーロ建クラス A 分配型受益証券

米ドル建クラス A 分配型受益証券

シンガポール・ドル建クラス A 分配型受益証券（ヘッジ有）

豪ドル建クラス A 無分配型受益証券

米ドル建クラス A 無分配型受益証券

クラス A D

米ドル建クラス A D 分配型受益証券

クラス B

米ドル建クラス B 分配型受益証券

クラス C

米ドル建クラス C 分配型受益証券

クラス A 受益証券

米ドル建クラス A 分配型受益証券

クラス B 受益証券

米ドル建クラス B 分配型受益証券

クラス F

米ドル建クラス F 分配型受益証券

インスティテューショナル I 受益証券

米ドル建インスティテューショナル I 分配型受益証券

クラス J

米ドル建クラス J 分配型受益証券

各受益証券クラスは当ポートフォリオに対して同等の権利を有しているが、特徴及び手数料の構造はそれぞれ異なり、これについては当ファンドの目論見書において詳述されている。

当期間中の重要な事象

新たな目論見書が2016年7月14日付で発行された。スーパー・マネー・マーケット・ファンド及びインカム・ストラテジー・ポートフォリオに関する営業日の定義が、（ ）ニューヨークの銀行の営業日、（ ）ルクセンブルグの銀行の営業日及び（ ）日本の金融商品取引業者の営業日、又は管理会社の取締役が定めることが可能なその他の日の各日を意味するよう修正された。これらは合理的に実行可能な範囲で受益者に事前通知される。ワールド・インカム・ポートフォリオ及びグローバル・アロケーション・ポートフォリオに関する営業日の定義が、ルクセンブルグ及び日本の銀行の営業日並びに日本の金融商品取引業者の営業日（クリスマス・イブを除く）、又は管理会社の取締役が定めることが可能なその他の日の各日を意味するよう修正された。これらは合理的に実行可能な範囲で受益者に事前通知される。

2016年6月23日に行われた英国の国民投票で、英国の有権者は欧州連合を離脱することを決議した。国民投票の結果の影響に関する詳細は投資顧問業者の報告書を参照のこと。

2 重要な会計方針の要約

財務諸表は、ルクセンブルグの一般に公正妥当と認められる会計原則、並びにルクセンブルグの投資会社に関するルクセンブルグの当局によって規定された財務諸表の作成に関連する法律上及び規制上の要求に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

(a) 投資及びその他の資産の評価

当ファンドの投資及びその他の資産は以下のように評価されている。

マネー・マーケット以外のポートフォリオ

- ・ ターム・ローンは、証券取引所に上場されていない。純資産価額（以下「NAV」という。）の決定において、管理会社の取締役会により承認された価格決定機関より供給されるターム・ローンの評価額を当ファンドは利用する。通常、価格決定機関は相場が容易に入手できる場合には、買い呼び値でターム・ローンの評価する。相場が容易に入手できないターム・ローンの場合には、評価額決定のための価格決定マトリックスを使用して、価格決定機関が決定した一貫性のある公正な市場価格で評価している。価格決定機関の手續及びその評価方法は、管理会社の取締役会の全般的な監督のもとに関連するポートフォリオの投資顧問会社（以下「投資顧問会社」という。）により検討される。管理会社の取締役会は価格決定機関の利用がターム・ローンの評価額決定の公正な方法であることを誠実に決定している。
- ・ 持分証券、債券及びその他の債務商品（短期債務を除くが、上場証券を含む。）で構成される組入証券は、それらの有価証券の通常の機関投資家規模の取引単位について市場情報や類似証券の取引及び機関トレーダーの間で一般に認識されている証券間の様々な関係を用いて価格を決定する1つ又は複数の価格決定機関により提供される価格に基づいて評価される。
- ・ 証券取引所に上場されている、又はその他の規制市場で取引されている組入証券は、評価日現在のルクセンブルグ時間午後4時時点で入手可能な最終の価格で評価される世界株式インカム・ポートフォリオを除き、それらの取引所又は市場における評価日の前営業日の営業終了時点における入手可能な最終の価格により評価される（以下各々を「関連時刻」という。）。ある特定の有価証券について取引がなかった場合は、その有価証券の価格は、関連時刻において入手可能な直近の買い呼び値とする。又は、一定の状況において、これらの組入証券は、その有価証券の主要な市場である取引所の直近の取引価格、又はNASDAQ等の店頭（以下「OTC」という。）市場が主要な市場である有価証券については直近の買い呼び値で評価される。
- ・ オープン・エンド型の集団投資スキームに対する投資は、当該集団投資スキームの受益証券の直近の入手可能な純資産価額（以下「NAV」という。）で評価される。
- ・ 証券取引所に上場されていない、又はその他の規制市場で取引されていない固定利付証券は、1つ又は複数のディーラー又は価格決定機関から入手される、利用可能な直近の買い呼び値又は利回り相当額により評価される。OTC市場で取引されている有価証券は、入手可能な直近の買い呼び値

で評価される。複数の取引所で取引されている有価証券は、管理会社の取締役会により又はその指示により主要な市場として指定された取引所に基づいて評価される。OTC市場及び証券取引所の両方で取引されている組入証券は、最も活発な、最も代表的な市場に従って評価される。

- ・ 市場の相場が容易に入手できない有価証券及び資産は、管理会社の取締役会により又はその指示により誠実に決定される公正価値により評価される。

2016年7月31日現在、以下の表のとおり公正価値調整が適用されている。

ファンド	通貨	公正価値で評価 される有価証券 の時価	純資産比率
インカム・ストラテジー・ポートフォリオ	米ドル	14,132,435	3.34

スーパー・マネー・マーケット・ファンド

- ・ 管理会社は、販売及び買戻の目的で計算されるスーパー・マネー・マーケット・ファンドの受益証券1口当たりの価格を、合理的に可能な範囲で、1米ドルに安定させる手続を確立している。
- ・ このポートフォリオに組み入れられた有価証券及びマネー・マーケット商品は、償却原価に基づいて評価される。この評価方法は、商品を取得原価で評価し、その後は、金利変動が当該商品の市場価額に与える影響に関係なく、ディスカウント又はプレミアムを満期まで均等償却することを意味する。この方法は評価に確実性を与えるが、償却原価により決定された価格が、その商品を売却した場合にスーパー・マネー・マーケット・ファンドが受け取るであろう価格を上回る又は下回る期間を生じさせることがある。
- ・ 所有ポートフォリオは、市場価額を使用して計算したNAVと償却原価に基づいて計算したNAVとの間に差異が存在するかどうかを判断するために、管理会社の取締役会により又はその指示により定期的に見直される。重要な希薄化あるいはその他の投資家又は現在の受益者にとって不公正な結果となりうる差異が存在すると判断された場合、管理会社は、取締役会により又はその指示により、必要かつ適切と考えられる調整措置を講じる。その措置には、キャピタル・ゲイン又はロスを実現させたりポートフォリオの平均満期を短縮するため、ポートフォリオ商品を満期日前で売却すること、分配金を保留すること、又は入手可能な市場価格を使用して受益証券1口当たりNAVを設定することが含まれる。

全ポートフォリオ

- ・ 現金は額面金額で評価される。
- ・ マネー・マーケット商品等の流動性資産は償却原価に基づいて評価される。
- ・ 特に未収利息、未収配当金、投資売却未収入金及びファンド受益証券販売未収入金を含む資産は額面価額で評価される。
- ・ 特に投資購入未払金、ファンド受益証券買戻未払金及び未払分配金を含む負債は額面価額で評価される。

(b) 投資売却に係る実現利得及び損失

投資売却に係る実現利得及び損失は、平均原価法に基づき決定されている。

(c) 投資からの収益 / 費用

当ファンドは、以下の基準で投資からの収益を貸方計上する。

- ・ 受取利息は毎日未収計上され、これには、定額法に基づくプレミアムの償却及びディスカウントの増価が含まれる。
- ・ 銀行預金利息は発生主義に基づき認識される。

- ・ 受取配当金は権利落日に計上され源泉徴収税控除後で表示される。
- ・ 金利差異(以下「IRD」という。)は、通貨ヘッジの過程から生じる、2つの類似する利付有価証券間の金利の差異である。例えば、米ドル1ヶ月物金利が0.25%で、豪ドル1ヶ月物金利が1%である場合、インプライドIRDは0.75%である。外国為替市場の取引業者は、先物外国為替レートの値付けの際にIRDを利用している。IRDはプラス、ゼロ又はマイナスになる可能性がある。一部の管轄区域では、IRDを分配金に含めることは元本からの支払に相当する場合がある。IRDは、損益計算書及び純資産変動計算書上の収益/費用として計上される。

(d) 金融デリバティブ商品

当期間において、当ファンドは多くの為替予約を締結した。未決済の為替予約は決算日に契約を評価するため公正な市場価格で評価される。これら及び評価された未決済の契約から生じるプラス/マイナスは未実現利益/(損失)に計上され、純資産計算書の資産又は負債(必要に応じて)に含まれる。

未実現利益又は損失の純変動及び為替予約の決済又は反対売買による実現利得又は損失は、損益計算書及び純資産変動計算書に表示されている。

(e) 外貨換算

各ポートフォリオの名称となっている通貨以外の通貨建ての投資の原価は、購入日現在の実勢為替レートで換算されている。各ポートフォリオの名称となっている通貨以外の通貨建ての投資及びその他の資産の時価は、2016年7月31日現在のルクセンブルグにおけるポートフォリオの評価時刻現在の実勢為替レートで換算されている。未実現利益又は損失の純変動並びに各ポートフォリオの名称となっている通貨以外の通貨建てのその他の資産又は負債の処分又は決済による実現利得又は損失は、損益計算書及び純資産変動計算書に表示されている。

各ポートフォリオの名称となっている通貨以外の通貨建ての収益及び費用は、取引日現在の実勢為替レートで換算されている。

以下の為替レートは、2016年7月31日現在、インカム・ストラテジー・ポートフォリオ及びスーパー・マネー・マーケット・ファンドに関して、各ポートフォリオの基準通貨以外の通貨建ての投資、その他の資産及びその他の負債の換算に使用された。

通貨	米ドル
カナダ・ドル	0.758208
ユーロ	1.108350
英ポンド	1.312350
シンガポール・ドル	0.739044

以下の為替レートは、2016年7月31日現在、グローバル・アロケーション・ポートフォリオ、世界株式インカム・ポートフォリオ及びワールド・インカム・ポートフォリオに関して、各ポートフォリオの基準通貨以外の通貨建ての投資、その他の資産及びその他の負債の換算に使用された。

通貨	米ドル
豪ドル	0.756900
ブラジル・レアル	0.308566
カナダ・ドル	0.762689
スイス・フラン	1.030715
デンマーク・クローネ	0.150083
ユーロ	1.116351
英ポンド	1.319350
香港ドル	0.128898
イスラエル・新シェケル	0.262106
日本円	0.009735
韓国ウォン	0.000893
メキシコ・ペソ	0.053181
スウェーデン・クローナ	0.116880
シンガポール・ドル	0.743577
新台湾ドル	0.031325
南アフリカ・ランド	0.071709

(f) 合算された数値

ファンドの合算された数値は米ドル建で表示され、異なる全ポートフォリオの財務諸表の合計を含んでいる（訳者注：原文9ページ及び12ページの「BlackRock Global Investment Series Combined」の列を示している。）。

(g) 繰延創立費

繰延創立費は資産化され、定額法により5年間にわたって償却される。2016年7月31日現在、すべてのポートフォリオは繰延創立費を償却済みである。

(h) 収益の平準化

各ポートフォリオは、受益証券の販売及び買戻しのみを理由として受益証券1口当たり未分配投資純利益が変動することを防止するために、平準化の会計慣行を採用している。これは、関連するポートフォリオの平準化勘定を維持することによって達成される。販売された受益証券の収入のうち受益証券1口当たり未分配投資純利益に相当する部分が平準化勘定に貸方計上され、買い戻された受益証券の支払額のうち受益証券1口当たり未分配投資純収益に相当する部分が平準化勘定に借方計上される。ポートフォリオによって宣言された分配金の一部は、過去に平準化勘定に貸方計上された金額で構成される場合がある。投資家に報告される利回りには、純利益から支払われた金額だけでなく平準化勘定から支払われた金額が含まれる場合がある。

収益の平準化は、損益計算書及び純資産変動計算書の受益証券の増減に含まれている。

(i) 分配金

- ・ スーパー・マネー・マーケット・ファンド - 日次の1口当たりNAVの決定に先立ち、すべての発行済受益証券に関する各評価日における分配金として、純収益合計（未払費用控除後の発生利息収益）が、記録された受益証券保有者に対して直ちに宣言される。これは、常に、ルクセンブルグ時間の昼12時より前に決済された受益証券の申し込みについて、この日から当該受益証券が分配金の権利を得ること、及び償還された受益証券は当該償還の決済日に宣言された日次の分配金を受け取る権利がないことを条件としている。
- ・ 関連する他のポートフォリオの純収益は、(i)発生利息、稼得した割引（当初発行時及び市場でのディスカウント時の両方を含む）又はその他の稼得した収益から、(ii)ポートフォリオの見積費用（管理報酬を含む。）を控除したもので構成されている。宣言された各分配金について、管理会社の取締役会は、その分配金を、未分配投資純利益から支払うか、実現及び未実現キャピタル・ゲインから支払うか、またどれくらい支払うか、平準勘定の貸方又は借方純額につきそれぞれ増額又は減額するかどうかを、決定することができる。

3 管理会社

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エーは、当ファンドにより当ファンドの管理会社に任命されている。ルクセンブルグの公開有限責任会社である管理会社は、2010年12月17日付の法律(改正後)の第16章に従って、ファンドの管理会社として活動することを承認されている。

当ファンドは、管理会社と管理会社契約を締結している。この契約に基づき、管理会社は、当ファンドの日常的な管理を委託されており、これは当ファンドの投資運用、事務管理及びマーケティングに関連するすべての運営機能を、直接的に又は委託することにより実施する責任を伴うものである。

当ファンドとの契約において、目論見書に詳細を記載の通り、管理会社は一部の機能を委託することを決定している。

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エーは、ブラックロック・グループ内の完全所有子会社である。同社はCSSFにより規制されている。

4 管理報酬及び販売報酬

当年度中に、当ファンドは管理会社に対し管理報酬を支払った。

管理報酬の水準はNAVの0.45%から0.75%の範囲である。ただし、クラスF受益証券については例外であり、管理報酬を支払わないが、別途の取決めに基づき投資顧問会社又は関係会社に対する報酬を支払う。管理報酬の水準は、投資家がどのファンド及び受益証券クラスを購入するかにより異なる。当該報酬

は、関連するファンドのNAVに基づき日次で発生し、月次で支払われる。管理会社は、投資顧問報酬を含む一定の費用及び報酬を管理報酬から支払っている。

管理会社はまた、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド（以下「販売会社」という。）及び日本の販売会社（7ページから8ページ（訳者注：原文のページ）に開示）との間で販売契約を締結している。

販売報酬の水準はNAVの0.25%から1.00%の範囲である。ただし、クラスAD受益証券、クラスD受益証券、クラスF受益証券、インスティテューショナルI受益証券については例外であり、販売報酬を支払わない。販売報酬の水準は、投資家がどのポートフォリオ及び受益証券クラスを購入するかにより異なる。当該報酬は、関連するファンドのNAVに基づき日次で発生し、月次で支払われる。

各ポートフォリオの受益証券クラス1口当たりの管理報酬及び販売報酬は、当ファンドの目論見書に詳細が開示されている。

スーパー・マナー・マーケット・ファンドのクラスA受益証券、クラスB受益証券及びインスティテューショナルI受益証券に関して、管理費用、販売報酬及び管理調整報酬の放棄が行われた。

5 管理調整報酬

管理会社は、ブラックロック・オペレーションズ（ルクセンブルグ）エス・エー・アール・エル（以下「BROL」という。）との間で契約を締結しており、これに従ってBROLは、管理会社の取締役会の指示により、全ポートフォリオのために一定の法人サービス及び管理調整サービスを提供する。

管理調整報酬の料率は、当ファンドの日々の平均NAVの年率0.025%である（クラスF受益証券を除く）。

6 事務管理報酬

管理契約に従った全般的な事務管理業務（これらのサービスには通常の報酬が課される。）によりルクセンブルグの本部において管理会社を支援するため、管理会社は、ルクセンブルグ L - 1855 ジェイ・エフ・ケネディ通り 49番（49, avenue J-F Kennedy, L-1855 Luxembourg）に所在するステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エーを、ルクセンブルグにおける事務管理代行会社に任命した。

7 保管報酬

管理会社は、ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エーと保管契約を締結している。

保管契約は、費用又は分配金の支払いのためにトレーディング勘定又は営業勘定において保有する現金（他の銀行において保持される場合がある。）を除く当ファンドのすべての有価証券及び現金を、保管会社が保有する、又は資金を継続的に管理する保管会社により承認された他の銀行の翌日物コール勘定又は定期預金に管理会社が現金を入れている場合には保管会社の指図に従う旨を規定している。保管会社は、当ファンドのために購入又は売却された有価証券の元本及びそれに係る収益の回収、並びにこれに関する支払及び収入の回収に責任を負う。

保管会社は、当ファンドの純資産に対し年率で表される通常の料率に従って、これらのサービスに関する報酬を当ファンドに請求する。保管会社は1社以上の取引銀行を定める場合があり、保管会社が米国における取引銀行を確保することが期待されている。この報酬は当ファンドが負担する。

8 関連当事者との取引

総販売会社、管理会社、投資運用会社及び投資顧問会社の最終的な持株会社は、米国デラウェア州で設立された会社のブラックロック・インクである。PNCファイナンシャル・サービスーズ・グループ・インクは、ブラックロック・インクの大株主である。当ファンドのために有価証券の取引を手配する際、PNCグループの会社が有価証券仲介サービス、外国為替サービス、銀行サービス及びその他のサービスを提供したり、又は通常の条件により本人として行動したかもしれず、これにより利益を得た可能性がある。ブローカー及びエージェントに対する手数料は関連する市場の慣例に従って支払われており、ブロー

カー又はエーエージェントが提供する大口取引その他による手数料の割引又は現金による手数料の割戻しの利益は当ファンドに還元されている。PNCグループの会社のサービスは、手数料その他の取引条件が関係する市場の系列外のブローカー及びエーエージェントのものとおおむね同様であり、かつ、最良の最終損益を得るための上記の方針に一致していることを条件に、適切であると判断された場合に、投資顧問会社により利用される可能性がある。

当期間中、通常の業務範囲外のあるいは通常の取引条件外の重要な取引は行われていない。

9 税金

現行のルクセンブルグの法律及び慣習に基づき、当ファンドはルクセンブルグにおける通常の所得税又はキャピタル・ゲイン税を課されず、当ファンドにより支払われる分配金もルクセンブルグの源泉徴収税の対象とならない。しかし、当ファンドは、2010年法（改正後）に従って、暦年の各四半期末現在のファンドのNAVに課される年率0.05%の引受税の対象となっている。ただし、スーパー・マナー・マーケット・ファンド及び2010年法（改正後）第174条の意義の範囲内の機関投資家に制限された全ポートフォリオ又は受益証券クラスについては、年率0.01%の軽減税率が課される。

諸外国の税法に基づいて、利息、配当及びキャピタル・ゲインに対し、様々な税率で源泉所得税が課される場合がある。

10 信用枠

2016年7月31日現在、インカム・ストラテジー・ポートフォリオは、ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーから65,000,000米ドルの信用枠の権利を有していた。2016年7月31日現在の借入残高はなかった。コミットメント手数料は、当該信用枠に関連して日次で費用計上され、損益計算書及び純資産変動計算書に含められる。コミットメント手数料は借入残高の0.01%が費用計上される。

11 担保差入れ又は担保として提供されている有価証券

2016年7月31日現在、担保として提供されている又は受け取った有価証券はなかった。

12 投資顧問会社

投資運用会社が全面的に責任を負うことを条件として、各ポートフォリオは投資顧問会社による投資顧問サービスを受けている。投資顧問会社は、目論見書に記載の通り、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド（以下「BIM UK」という。）、ブラックロック・ジャパン株式会社（以下「BLKJP」という。）及びブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク（以下「BFMインク」という。）である。

投資顧問会社は、財務諸表に対する注記4に記載の通り、管理会社に対して支払われた管理報酬の中からそれぞれ支払いを受ける。

投資顧問会社はブラックロック・グループの一部を形成している。

PNCバンク・エヌ・エー（米国の公開会社）がブラックロック・グループにおける大株主である。

ファンド	投資顧問会社
グローバル・アロケーション・ポートフォリオ	B L K J P
世界株式インカム・ポートフォリオ	B I M U K
インカム・ストラテジー・ポートフォリオ	B F M インク
スーパー・マネー・マーケット・ファンド	B F M インク
ワールド・インカム・ポートフォリオ	B L K J P

13 金融デリバティブ商品

各ポートフォリオは、マーケット・リスク及び通貨リスクをヘッジするため、並びに効率的なポートフォリオ管理目的でデリバティブを利用することがある。

デリバティブの利用は、ポートフォリオをより高いリスクにさらす可能性がある。特に、デリバティブ契約はボラティリティが高くなる可能性があり、取引を開始するための当初証拠金の金額が通常は契約規模よりも小さい。比較的小さな市場の変動が、標準的な債券又は株式と比較して大きな影響をデリバティブに及ぼす可能性がある。

詳細は特定のファンドの投資明細表を参照。

14 現金担保

当ポートフォリオは、一連の相手先とデリバティブを取引している。先物取引の相手先は投資明細表に示されている。為替予約は、シティバンク、クレディ・スイス、ゴールドマン・サックス、モルガン・スタンレー、ノーザン・トラスト・カンパニー、ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド、ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー及びトロント・ドミニオン・バンクを取引先として取引されている。

15 後発事象

当期間末以降に後発事象は発生しなかった。

16 訴訟

2015年5月、モーターズ・リクイデーション・カンパニー・アボイダンス・アクション・トラストは、ゼネラル・モーターズの破産財産の信託管理人及び管財人として、米国ニューヨーク州南部地区破産裁判所において、ゼネラル・モーターズの一定の債券（以下「当債券」という。）の過去の所有者に対する訴状の送達を開始した。当訴訟の被告である当債券の過去の所有者には、ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ - インカム・ストラテジー・ポートフォリオ（以下「ISP」という。）が含まれている。ISPに加えて、当訴訟では、多数のブラックロックのファンドを含む500超のその他の機関投資家が被告とされた。被告は、返済時に完全に担保されるという条件で当債券に関して完全に返済された。原告は、ISP及びその他の被告は、2009年の支払い時点では担保された債権者ではなく、全額の支払いを受ける権利がなかったと主張している。原告は、ISP及びその他の被告が、当債券の元本及び利息に関して2009年に受け取った全額の支払いを返還する命令を求めている。ISPは訴訟の結果又はそのISPの純資産価額への影響（存在する場合）を予測することができない。そのため、本件に関連する訴訟に関する負債は財務諸表に反映されていない。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

（１）資本金の額

管理会社の資本金は、50万米ドル（約5,159万円）で、平成28年8月末日現在全額払込済である。なお、1株12.5米ドル（約1,290円）の記名株式40,000株を発行済である。

（２）事業の内容及び営業の状況

管理会社は、ファンドの管理および運用を行う。管理会社は、ファンドの管理業務を、管理事務代行会社ならびに登録・名義書換事務代行会社および支払事務代行会社に委託しており、ファンド資産の保管業務を保管受託銀行に委託している。

平成28年8月末日現在、管理会社は以下のとおり、ルクセンブルグ籍のアンブレラ型オープン・エンド契約型投資信託である、ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズの5本のポートフォリオを管理しており、ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ全体の純資産総額は、2,388,374,944.99米ドルである。

（３）その他

本書提出日前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

- a．本書記載の管理会社の邦文の中間財務書類（以下「邦文の中間財務書類」という。）は、欧州連合が承認した国際財務報告基準に準拠して作成された原文の中間財務書類（以下「原文の中間財務書類」という。）の翻訳に、下記の円換算額を併記したものである。管理会社の中間財務書類の日本における開示については、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下「中間財務諸表等規則」という。）（昭和52年大蔵省令第38号）第76条第4項ただし書の規定が適用されている。

邦文の中間財務書類には、中間財務諸表等規則に基づき、原文の中間財務書類中の米ドル表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には、平成28年8月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値、1米ドル＝103.18円の為替レートが使用されている。

円換算額は、原文の中間財務書類には記載されていない。

- b．原文の中間財務書類は、外国監査法人等（「公認会計士法」（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）から、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けていない。

(1) 資産及び負債の状況

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー

(登録番号 : B 34.079)

財政状態計算書(無監査)

2016年 6 月30日現在

		2016年 6 月30日現在		2015年12月31日現在	
	注記	千米ドル	千円	千米ドル	千円
資産					
非流動資産					
その他の非流動金融資産	7	790	81,512	790	81,512
流動資産					
売掛金及びその他の債権	8	894	92,243	2,491	257,021
現金及び現金同等物	9	3,538	365,051	1,625	167,668
		4,432	457,294	4,116	424,689
資産合計		5,222	538,806	4,906	506,201
資本及び負債					
資本					
資本金	10	500	51,590	500	51,590
その他の剰余金	11	410	42,304	410	42,304
利益剰余金		3,075	317,279	2,806	289,523
資本合計		3,985	411,172	3,716	383,417
流動負債					
買掛金及びその他の債務	12	750	77,385	541	55,820
法人所得税負債		487	50,249	649	66,964
		1,237	127,634	1,190	122,784
資本及び負債合計		5,222	538,806	4,906	506,201

2016年 9 月21日に取締役会の承認を得て、下記の者が代表して署名した。

 ジョアン・フィッツジェラルド

取締役

 レオン・シュワブ

取締役

3 ページから10ページ（訳者注：原文のページ）の注記は、法定外の当中間財務諸表(無監査)の不可欠な一部である。

(2) 損益の状況

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー
損益計算書(無監査)

2016年 1 月 1 日から2016年 6 月30日までの期間

	注記	2016年 1 月 1 日から 2016年 6 月30日までの期間		2015年12月31日に 終了した年度	
		千米ドル	千円	千米ドル	千円
収益	4	456	47,050	956	98,640
管理費用		(77)	(7,945)	(25)	(2,580)
営業利益	5	379	39,105	931	96,061
税引前利益		379	39,105	931	96,061
法人所得税費用	6	(111)	(11,453)	(402)	(41,478)
当期純利益		268	27,652	529	54,582

上記の業績は継続事業から生じたものであった。

当期間にその他の包括利益 / 損失項目は発生しなかったため、当期純利益が当期間の包括利益を表している。

3 ページから10ページ（訳者注：原文のページ）の注記は、法定外の当中間財務諸表(無監査)の不可欠な一部である。

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー

中間財務諸表に対する注記（無監査）

2016年1月1日から2016年6月30日までの期間

全般的情報

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エーの主な事業は、ルクセンブルグの投資信託の投資運用・管理サービスの提供、及びブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ内のファンドに対する持分の分割できない共有権者であることの証書又は文書の発行を行うことである。

ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズは、現在、以下の個別の5つのポートフォリオに投資する機会を投資家に提供している。

- ・スーパー・マネー・マーケット・ファンド
- ・世界株式インカム・ポートフォリオ
- ・インカム・ストラテジー・ポートフォリオ
- ・ワールド・インカム・ポートフォリオ
- ・グローバル・アロケーション・ポートフォリオ

当社の登記上の事務所の住所は、以下の通りである。

ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L - 1855 ジェイ・エフ・ケネディ通り 35A番（35A, Avenue JF Kennedy, Luxembourg L-1855, Grand Duchy of Luxembourg）

当財務諸表は、2016年9月21日に取締役会により発行の承認を受けた。

会計方針

当財務諸表の作成に適用した重要な会計方針は以下に記載されている。これらの方針は、当期間及び前年度を通じて首尾一貫して適用されている。

作成の基礎

法定外の当中間財務諸表(無監査)は、欧州連合が採択した国際財務報告基準及び国際財務報告解釈指針委員会解釈指針の認識及び測定原則に準拠して作成されている。

当財務諸表は個別財務諸表である。

継続企業の前提

当社の継続企業の前提を評価する上で、取締役は、上記の要因（当社の財政状態及び特に重要な正味現金ポジションを含む。）を考慮している。報告日現在において、当社は、翌12ヶ月間に見込まれる資金需要を賄うことができる十分な既存資金を有している。これに加えて、事業から資金を生成する能力の実績から、取締役は当社がその事業リスクを首尾よく管理できる状態にあると確信している。

適切な調査の結果、取締役は、当社が予見可能な将来において事業を継続させるための十分な資力を有していると合理的に予測している。このため、取締役は、当財務諸表の作成において継続企業の前提を引き続き適用している。

収益の認識

収益は、受領した又は受領可能な対価の公正価値により測定される。

投資運用に係る報酬

投資顧問及び管理報酬は、サービスの履行に伴い認識される。当該報酬は主に、運用対象資産の市場価値額に対する所定の料率に基づいている。当社は、当社が管理する一定のファンドに代わって、様々なファンドの分配及び受益者向けのサービスを行う契約を第三者及び関連当事者と締結している。当該契約は通常ファンドが支払う管理報酬の一部として価格設定される。一定の場合には、サービスに係る支払の第一次的責任をファンドが引き受け、ブラックロックは第三者に対する信用リスクを負わない場合がある。当社はIAS第18号「収益」に従ってこうした割戻報酬の取決めを会計処理しており、割戻報酬を控除して管理報酬を計上している。

外貨建取引及び残高

当財務諸表は米ドル（当社の機能通貨）で表示されている。

当社の機能通貨以外の通貨（外貨）での取引は、取引日の実勢為替レートで認識されている。各貸借対照表日において、外貨建貨幣性資産及び負債は当該日現在の実勢レートにより換算替えされる。公正価値で計上される外貨建非貨幣性項目は、当該公正価値の算定日現在の実勢レートで換算される。取得原価で測定される外貨建非貨幣性項目は換算替えされない。為替差額は発生した期間の純損益に認識される。

税金

法人所得税費用は、現在の未払税金の合計金額を表している。

現在の未払税金は、当期間／年度の課税所得に基づいている。課税所得は、損益計算書に報告される利益とは異なる。これは、他の年度に課税対象となるか、又は損金算入される収益又は費用項目、及びいずれの年度においても課税対象とならないか、又は損金算入されない項目があるためである。当社の当期税金負債は、当報告期間の末日までに施行されているか又は実質的に施行されている税率を用いて計算される。

現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、銀行に保有する通知預金及び当初満期が3ヶ月以内のその他短期の流動性の高い投資で構成されている。

売掛金及びその他の債権

売掛金は、通常の事業の過程で実施されたサービスに関する顧客に対する債権である。1年以内に回収が予想される場合、これらは流動資産に分類される。それ以外の場合には、これらは非流動資産に表示される。

売掛金は、当初取引価格で認識される。その後、これらは実効金利法を用いて減損引当金控除後の償却原価で測定される。売掛金に係る減損引当金は、当該債権の当初の条件に従って当社が全額を回収できない客観的な証拠が存在する場合に計上される。

買掛金及びその他の債務

買掛金は、通常の事業の過程で取得したサービスに対して供給者に支払う債務である。1年以内に支払期日が到来する場合、買掛金は流動負債に分類される。それ以外の場合には、これらは非流動負債に表示される。

買掛金は、当初は取引価格で認識されるが、その後は実効金利法を用いて償却原価で測定される。

実効金利法

実効金利法とは、金融資産の償却原価を計算し、関係する期間に金利収益を配分する方法をいう。

実効金利とは、当該金融資産の予想残存期間（場合によっては、それより短い期間）を通じての、将来の現金受取額（実効金利の不可分の一部である授受される全ての手数料とポイント、取引コスト及びその他のプレミアム又はディスカウントを含む。）の見積額を、当初認識時の正味帳簿価額まで正確に割り引く利率をいう。

売却可能資産

売却可能金融資産とは、当区分に指定されているか、又は(a)貸付金及び債権や(b)満期保有投資に分類されていないデリバティブ以外の金融資産である。

売却可能資本性金融商品に係る配当は、配当を受け取る当社の権利が確定した時に純損益に認識される。

外貨建売却可能貨幣性資産の公正価値は当該外貨で算定され、報告期間の末日現在の直物レートで換算される。損益計算書に認識される為替差損益は、貨幣性資産の償却原価に基づいて算定される。その他の為替差損益は、その他の包括利益に認識される。

金融資産の減損

金融資産は、報告期間の末日毎に減損の兆候の検討が行われる。金融資産の当初認識後に発生した1つ以上の事象の結果として、当該投資の見積将来キャッシュ・フローが影響を受けている客観的証拠がある場合に金融資産は減損している。

売却可能資本性金融商品については、当該有価証券の公正価値が取得原価を下回って著しく又は長期にわたり下落している場合に、減損の客観的な証拠とみなされる。

その他全ての金融資産については、減損の客観的な証拠には以下が含まれる。

- ・ 発行体又は相手先の著しい財政的困難
- ・ 利息又は元本の支払不履行又は遅滞などの契約違反
- ・ 借手が破産又は財務的再編を行う可能性が高くなったこと
- ・ 当該金融資産についての活発な市場が財政的困難により消滅したこと

売掛金（減損の検討はされるが個別に減損されない資産）等の特定の分類の金融資産については、さらに減損の集会的検討が行われる。債権のポートフォリオに係る減損の客観的な証拠には、支払の回収に関する当社の過去の実績、平均与信期間である90日を経過した当該ポートフォリオにおける支払遅延件数の増加、及び債権の支払不履行に関連する全国的又は地域的な経済状況の観察可能な変化が含まれる。

償却原価で計上される金融資産の減損金額は、当該資産の帳簿価額と、当該金融資産の当初の実効金利で割り引いた見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額である。

金融資産の認識の中止

当社は、資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は当社が当該金融資産及び当該資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを他の企業に移転している場合にのみ、金融資産の認識を中止する。当社が、所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転したわけでも、ほとんどすべてを保持しているわけでもなく、その譲渡した資産を継続的に支配している場合には、当社は資産に対する残存持分を認識し、支払うことになる金額に関連する負債を計上する。当社が譲渡した金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを保持している場合には、当社は当該金融資産の認識を継続し、受取額に関しては担保付借入金を認識する。

金融資産全体の認識の中止に際しては、当該資産の帳簿価額と、受け取った及び受け取るべき対価並びに過去にその他の包括利益に認識され資本に累積した利得又は損失の累計額の合計との差額を純損益に認識する。

金融資産全体が認識の中止とならない場合（例えば、当社が譲渡資産の一部を買い戻すオプションあるいは所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべての保持にはならない残存持分を保持していて、当社が支配を維持している場合）には、当社は、当該金融資産の従前の帳簿価額を、継続的関与により認識を継続する部分と認識しなくなる部分とに、譲渡日におけるそれらの部分の公正価値の比率に基づ

いて配分する。認識しなくなる部分に配分された帳簿価額と、認識しなくなる部分に対して受け取った対価及びその他の包括利益に認識され当該部分に配分された利得又は損失の累積額の合計との差額を損益計算書に認識する。その他の包括利益に認識された利得又は損失の累積額は、認識を継続している部分と認識しなくなる部分とに、当該部分の公正価値の比率に基づいて配分される。

金融負債及び資本

負債性金融商品及び資本性金融商品は、契約上の取決めの実質に従って、金融負債又は資本のいずれかに分類される。

資本性金融商品

資本性金融商品とは、企業の全ての負債を控除した後の資産に対する残余持分を証する契約である。当社が発行する資本性金融商品は、直接発行コスト控除後の受取額で認識される。

金融負債

金融負債は、「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」又は「その他の金融負債」のいずれかに分類される。

重要な会計上の判断及び見積り

法人所得税

当社は法人所得税の対象となっており、納税引当金の算定には重要な判断が要求される。最終的な税額の決定が不確実な多数の取引及び計算が存在する。当社は、期日に支払う可能性の高い税金の見積額に基づき、納税引当金を認識している。最終的な税額が当初計上額と異なる場合、当該差異は算定が行われた期間の当期法人所得税及び繰延税金に影響を及ぼす。

収益

当期間における当社の継続事業からの収益の分析は以下の通りである。

	(単位：千米ドル)	
	2016年1月1日から 2016年6月30日までの 期間	2015年12月31日に 終了した年度
管理報酬	456	956

収益総額5,548千米ドル（2015年度通期：11,603千米ドル）から、投資運用サービス引当金、割戻5,092千米ドル（2015年度通期：10,647千米ドル）に対する、グループ会社への支払予定額を控除して表示している。

営業利益

以下を借方計上/(貸方計上)して表示している。

	(単位：千米ドル)	
	2016年1月1日から 2016年6月30日までの 期間	2015年12月31日に 終了した年度
為替差損/(差益)	13	(120)

法人所得税

当社はルクセンブルグの法人所得税、住民税及び正味富裕税の対象となっている。法人所得税及び住民税に相当する費用は以下の通りである。

(単位：千米ドル)

	2016年 1 月 1 日から 2016年 6 月30日までの 期間	2015年12月31日に 終了した年度
当期税金		
ルクセンブルグの法人所得税	111	384
ルクセンブルグの法人所得税の過年度の修正	-	18
	111	402

差異の調整は以下の通りである。

	2016年 1 月 1 日から 2016年 6 月30日までの 期間	(単位：千米ドル) 2015年12月31日に 終了した年度
税引前利益	379	931
標準税率での法人所得税	111	272
未認識の税務上の欠損金又は税額控除による当期税金の増加	-	112
過年度の修正による当期税金の増加	-	18
税金費用合計	111	402

金融資産

	2016年 6 月30日現在	(単位：千米ドル) 2015年12月31日現在
非流動金融資産		
売却可能金融資産	790	790

売掛金及びその他の債権

	2016年 6 月30日現在	(単位：千米ドル) 2015年12月31日現在
関連当事者に対する債権	235	1,369
未収収益	659	1,122
売掛金及びその他の債権	894	2,491

全ての売掛金及びその他の債権は 1 年以内期限到来である。

現金及び現金同等物

	2016年 6 月30日現在	(単位：千米ドル) 2015年12月31日現在
銀行預金	3,538	1,625

資本金

割当済・全額払込済株式

	2016年 6 月30日現在		2015年12月31日現在	
	千株	千米ドル	千株	千米ドル
普通株式 1 株当たり12.50米ドル	40	500	40	500

準備金

法定準備金

ルクセンブルグの会社は、法定準備金が発行済資本金の10%に達するまで、最低でも年間純利益（繰越欠損金控除後）の5%を法定準備金に繰り入れることを要求されている。

当該準備金は、会社の存続期間中は、現金配当その他の形で分配することはできない。

すでに10%の最大値である50千米ドルに達していたため、当期間又は前年度に繰入れは行われなかった。

正味富裕税準備金

年次総会の構成員は、当社の正味富裕税を低減させるため、正味富裕税特別準備金の設定を承認している。この特別準備金は、想定される正味富裕税控除の5倍の金額である。正味富裕税負債の減少を利用するために、この正味富裕税特別準備金は5年間分配に利用できない。当該準備金は財政上他計算書のその他の剰余金に含まれている。

当期間において繰り入れられた正味富裕税準備金はなかった（2015年12月31日に終了した年度：57千米ドルの正味繰り入れ）。

買掛金及びその他の債務

	(単位：千米ドル)	
	2016年6月30日現在	2015年12月31日現在
関連当事者に対する債務	699	472
その他の債務	51	69
	750	541

全ての買掛金及びその他の債務は1年以内期限到来である。

関連当事者取引

当期間及び前年度中に発生した関連当事者との取引は、最終的な親会社が支配するその他の企業とのサービス費用に関連している。利益及び費用の金額は、下表では総額で表示されているが、損益計算書では純額で表示されている。

関連当事者からの利益及び債権

	(単位：千米ドル)
2016年度	兄弟会社
関連当事者に対する債権	235
	(単位：千米ドル)
2015年度	兄弟会社
関連当事者に対する債権	1,369

関連当事者に対する支出及び債務

(単位：千米ドル)

2016年度	兄弟会社
委託した投資運用サービス	3,354
その他の費用	52
	3,406
関連当事者に対する債務	699

(単位：千米ドル)

2015年度	兄弟会社
委託した投資運用サービス	6,979
その他の費用	101
	7,080
関連当事者に対する債務	472

当年度中に管理者若しくは取締役会又はその他の関連当事者に対する貸付金はなかった。

親会社及び最終的な親会社

当社の直接的な持株会社はブラックロック・グループ・リミテッド - ルクセンブルグ支店であり、最終的な親会社及び支配当事者はアメリカ合衆国デラウェア州で設立された会社であるブラックロック・インクである。ブラックロック・インクは当社を含む最大かつ最小のグループの親会社で、グループの財務諸表を作成している。当グループの財務諸表の写しは、ウェブサイトであればwww.blackrock.comのインベスター・リレーションズから請求することにより、又は55 イースト 52ストリート ニューヨーク ニューヨーク州 10055、アメリカ合衆国宛てに、若しくはinvrel@blackrock.com.に電子メールで請求することにより入手できる。

[次へ](#)

(2) その他の訂正

下線または傍線の部分は訂正箇所を示します。

表紙

< 訂正前 >

(前略)

届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額

当初申込期間（平成28年 8 月 1 日から同年 8 月17日まで）

クラス A 受益証券（円建て） 1,000億円

継続申込期間

（平成28年 7 月30日から平成29年 7 月31日まで）

クラス A 受益証券（米ドル建て） 500億アメリカ合衆国ドル（約
5 兆5,470億円）を上限とす
る。

クラス A 受益証券（豪ドル建て） 500億オーストラリア・ドル
（約 3 兆9,910億円）を上限と
する。

（平成28年 8 月18日から平成29年 7 月31日まで）

クラス A 受益証券（円建て） 5 兆円を上限とする。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額

クラス A 受益証券（米ドル建て） 500億アメリカ合衆国ドル（約
5 兆5,470億円）を上限とす
る。

クラス A 受益証券（豪ドル建て） 500億オーストラリア・ドル
（約 3 兆9,910億円）を上限と
する。

クラス A 受益証券（円建て） 5 兆円を上限とする。

(後略)

第一部 証券情報

< 訂正前 >

(前略)

(3) 発行（売出）価額の総額

当初申込期間（平成28年 8 月 1 日から同年 8 月17日まで）

クラス A 受益証券（円建て） 1,000億円

継続申込期間

（平成28年 7 月30日から平成29年 7 月31日まで）

クラス A 受益証券（米ドル建て） 500億米ドル（約 5 兆5,470億円）を上限とする。

クラス A 受益証券（豪ドル建て） 500億豪ドル（約 3 兆9,910億円）を上限とする。

（平成28年 8 月18日から平成29年 7 月31日まで）

クラス A 受益証券（円建て） 5 兆円を上限とする。

（注１）米ドルおよび豪ドルの円貨換算は、便宜上、平成28年５月31日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝110.94円、１豪ドル＝79.82円）による。

（注２）ファンドは、ルクセンブルグ大公国（以下「ルクセンブルグ」という。）の法律に基づいて設定されているが、受益証券は米ドル建て、豪ドル建てまたは円建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル、豪ドルまたは円をもって行う。

（注３）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載している。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、それに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載している。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（４）発行（売出）価格

当初申込期間（平成28年８月１日から同年８月17日まで）

クラスＡ受益証券（円建て） １口当たり100円

継続申込期間（平成28年７月30日（ただし、クラスＡ受益証券（円建て）については、平成28年８月18日）から平成29年７月31日まで）

各申込注文が有効になる評価日の受益証券１口当たり純資産価格とする。

「評価日」とは、各営業日、即ち、ルクセンブルグおよび日本の銀行ならびに日本の金融商品取引業者の各営業日（クリスマス・イブを除く。）である日、または管理会社の取締役会が決定し、合理的に実施可能な場合には受益者にあらかじめ通知するその他の日をいい、当該受益証券の純資産価格の決定の停止または本書に記載される受益証券の発行の停止の場合を除く。

具体的な発行価格については、日本における販売会社（以下に定義される。）に照会すること。

日本における販売会社の照会先：

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレーＰＢ証券株式会社（代行協会員）

東京都千代田区大手町一丁目９番５号 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー

ホームページ内：<http://www.pb.mufg.jp/>

「投信基準価額一覧および代行証券会社指定投信の申込取扱場所」を参照すること。

（注）上記の照会先は、平成28年７月30日以降、以下のとおり変更される。

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレーＰＢ証券株式会社（代行協会員）

東京都千代田区大手町一丁目９番５号 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー

ホームページ内：<http://www.pb.mufg.jp/>

「外国投資信託の運用報告書（全体版）および申込取扱場所」を参照すること。

（５）申込手数料

（中略）

（６）申込単位

当初申込期間（平成28年８月１日から同年８月17日まで）

クラスＡ受益証券（円建て） 0.01口以上0.01口単位または100円以上１円単位

継続申込期間

（平成28年７月30日から平成29年７月31日まで）

クラスＡ受益証券（米ドル建て） 100口以上10口単位または100米ドル以上0.01米ドル単位

クラスＡ受益証券（豪ドル建て） 100口以上10口単位または100豪ドル以上0.01豪ドル単位

（平成28年８月18日から平成29年７月31日まで）

クラスＡ受益証券（円建て） 0.01口以上0.01口単位または100円以上１円単位

ただし、管理会社は、上記と異なる申込単位を定めることができる。

また、申込単位および取扱いを行う受益証券の種類は、日本における販売会社によって異なる。具体的な申込単位および取扱いを行う受益証券の種類については、日本における販売会社に照会すること。

(7) 申込期間

当初申込期間(クラス A 受益証券 (円建て))平成28年 8 月 1 日 (月曜日) から同年 8 月17日 (水曜日) まで継続申込期間(クラス A 受益証券 (米ドル建て) およびクラス A 受益証券 (豪ドル建て))平成28年 7 月30日 (土曜日) から平成29年 7 月31日 (月曜日) まで(クラス A 受益証券 (円建て))平成28年 8 月18日 (木曜日) から平成29年 7 月31日 (月曜日) までただし、上記期間中の評価日に限り申込みの取扱いが行われる。(注 1) 継続申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。(注 2) 日本における販売会社の定める申込締切時間までに受領されたものを当日の申込みとする。詳細は日本における販売会社に照会すること。

(中略)

(9) 払込期日

当初申込期間 (平成28年 8 月 1 日から同年 8 月17日まで)クラス A 受益証券 (円建て) 平成28年 8 月17日 (水曜日) (以下「当初払込日」ということがある。)なお、投資者は、平成28年 8 月17日 (水曜日) までに申込金額および申込手数料を日本における販売会社に支払うものとする。詳細は日本における販売会社に問い合わせること。発行価額の総額は、日本における販売会社により最終的に保管受託銀行であるステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エー (注) のポートフォリオ口座に円貨で払い込まれる。継続申込期間 (平成28年 7 月30日 (ただし、クラス A 受益証券 (円建て) については、平成28年 8 月18日) から平成29年 7 月31日まで)

投資者は、原則として、申込注文の成立を日本における販売会社が確認した日 (通常発注日の日本における翌々営業日) (以下「日本における約定日」という。) から起算して日本における 4 営業日目までに申込金額および申込手数料を日本における販売会社に支払うものとする。「日本における営業日」とは、日本における金融商品取引業者の営業日をいう。ただし、日本における販売会社が、投資者との間で別途取り決める場合がある。詳細は日本における販売会社に照会すること。

各申込日の発行価額の総額は、日本における販売会社により最終的に保管受託銀行であるステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エーのポートフォリオ口座に米ドル貨、豪ドル貨または円貨で払い込まれる。

(注) ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エーは、平成27年 4 月23日付で商号および法的形態をステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・エーから変更した。

(中略)

(1 2) その他

(中略)

c . 申込みの方法

受益証券の購入申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社は「外国証券取引口座約款」その他所定の約款 (以下「口座約款」という。) を投資者に交付し、投資者は口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書を提出する。申込金額は、口座約款に従い米ドル貨、豪ドル貨もしくはその円貨相当額または円貨で支払うものとし、米ドル貨および豪ドル貨と円貨との換算は、東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとする。また、日本における販売会社においては、口座毎に申込注文金額を受益証券 1 口当たり純資産価格で除して算出した口数を合計することで申込口数の合計を算出することがある (ただし、日本における販売会社が別途取り決める場合は除く。) 。一方、管理会社においては、日本における販売会社からの申込注文金額合計額を受益証券 1 口当たり純資産価格で除し、申込口数の合計を算出することがある。

申込金額は、当初申込期間中の取得申込みについては当初払込日に、また継続申込期間中の取得申込みについては各払込期日に、日本における販売会社により保管受託銀行であるステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エーのポートフォリオ口座に米ドル貨、豪ドル貨または円貨で払い込まれる。

（後略）

<訂正後>

（前略）

（３）発行（売出）価額の総額

クラスＡ受益証券（米ドル建て） 500億米ドル（約５兆5,470億円）を上限とする。

クラスＡ受益証券（豪ドル建て） 500億豪ドル（約３兆9,910億円）を上限とする。

クラスＡ受益証券（円建て） ５兆円を上限とする。

（注１）米ドルおよび豪ドルの円貨換算は、便宜上、平成28年５月31日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝110.94円、１豪ドル＝79.82円）による。

（注２）ファンドは、ルクセンブルグ大公国（以下「ルクセンブルグ」という。）の法律に基づいて設定されているが、受益証券は米ドル建て、豪ドル建てまたは円建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル、豪ドルまたは円をもって行う。

（注３）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載している。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、それに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載している。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（４）発行（売出）価格

各申込注文が有効になる評価日の受益証券１口当たり純資産価格とする。

「評価日」とは、各営業日、即ち、ルクセンブルグおよび日本の銀行ならびに日本の金融商品取引業者の各営業日（クリスマス・イブを除く。）である日、または管理会社の取締役会が決定し、合理的に実施可能な場合には受益者にあらかじめ通知するその他の日をいい、当該受益証券の純資産価格の決定の停止または本書に記載される受益証券の発行の停止の場合を除く。

具体的な発行価格については、日本における販売会社（以下に定義される。）に照会すること。

日本における販売会社の照会先：

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレーＰＢ証券株式会社（代行協会員）

東京都千代田区大手町一丁目９番５号 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー

ホームページ内：<http://www.pb.mufg.jp/>

「外国投資信託の運用報告書（全体版）および申込取扱場所」を参照すること。

（５）申込手数料

（中略）

（６）申込単位

クラスＡ受益証券（米ドル建て） 100口以上10口単位または100米ドル以上0.01米ドル単位

クラスＡ受益証券（豪ドル建て） 100口以上10口単位または100豪ドル以上0.01豪ドル単位

クラスＡ受益証券（円建て） 0.01口以上0.01口単位または100円以上１円単位

ただし、管理会社は、上記と異なる申込単位を定めることができる。

また、申込単位および取扱いを行う受益証券の種類は、日本における販売会社によって異なる。具体的な申込単位および取扱いを行う受益証券の種類については、日本における販売会社に照会すること。

（７）申込期間

（クラスＡ受益証券（米ドル建て）およびクラスＡ受益証券（豪ドル建て））

平成28年７月30日（土曜日）から平成29年７月31日（月曜日）まで

（クラスＡ受益証券（円建て））

平成28年8月18日（木曜日）から平成29年7月31日（月曜日）まで

ただし、上記期間中の評価日に限り申込みの取扱いが行われる。

（注1）申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。

（注2）日本における販売会社の定める申込締切時間までに受領されたものを当日の申込みとする。詳細は日本における販売会社に照会すること。

（中略）

（9）払込期日

投資者は、原則として、申込注文の成立を日本における販売会社が確認した日（通常発注日の日本における翌々営業日）（以下「日本における約定日」という。）から起算して日本における4営業日目までに申込金額および申込手数料を日本における販売会社に支払うものとする。「日本における営業日」とは、日本における金融商品取引業者の営業日をいう。ただし、日本における販売会社が、投資者との間で別途取り決める場合がある。詳細は日本における販売会社に照会すること。

各申込日の発行価額の総額は、日本における販売会社により最終的に保管受託銀行であるステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エーのポートフォリオ口座に米ドル貨、豪ドル貨または円貨で払い込まれる。

（注）ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エーは、平成27年4月23日付で商号および法的形態をステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・エーから変更した。

（中略）

（12）その他

（中略）

c. 申込みの方法

受益証券の購入申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社は「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」という。）を投資者に交付し、投資者は口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書を提出する。申込金額は、口座約款に従い米ドル貨、豪ドル貨もしくはその円貨相当額または円貨で支払うものとし、米ドル貨および豪ドル貨と円貨との換算は、東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとする。また、日本における販売会社においては、口座毎に申込注文金額を受益証券1口当たり純資産価格で除して算出した口数を合計することで申込口数の合計を算出することがある（ただし、日本における販売会社が別途取り決める場合は除く。）。一方、管理会社においては、日本における販売会社からの申込注文金額合計額を受益証券1口当たり純資産価格で除し、申込口数の合計を算出することがある。

申込金額は、各払込期日に、日本における販売会社により保管受託銀行であるステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エーのポートフォリオ口座に米ドル貨、豪ドル貨または円貨で払い込まれる。

（後略）

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

3 投資リスク

<訂正前>

（前略）

（2）リスクに対する管理体制

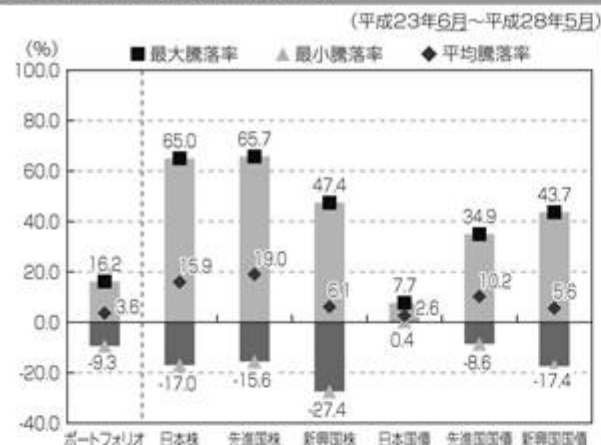
（中略）

（注）上記の記載は、平成28年5月末日現在のものである。リスクの管理体制は、変更される場合がある。

< 参考情報 >

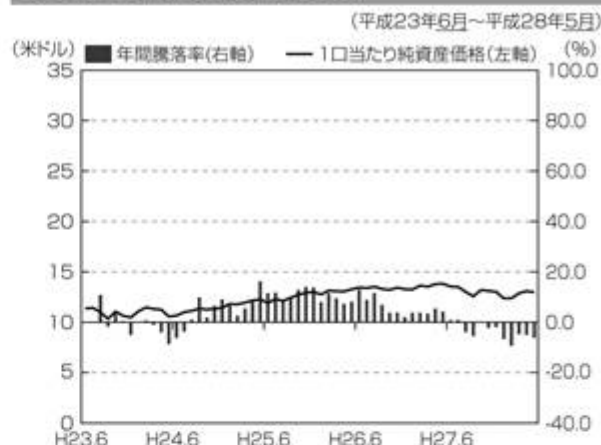
ポートフォリオと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

クラスA受益証券(米ドル建て)

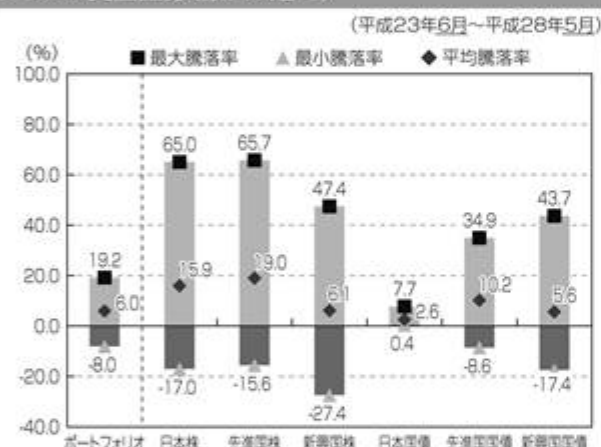


ポートフォリオの年間騰落率および1口当たり純資産価格の推移

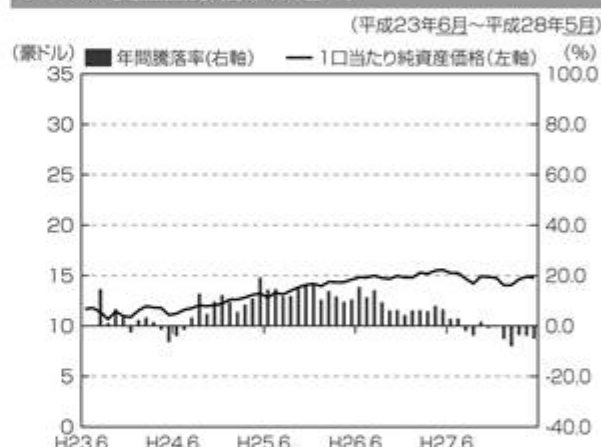
クラスA受益証券(米ドル建て)



クラスA受益証券(豪ドル建て)



クラスA受益証券(豪ドル建て)



※上記各グラフは、ポートフォリオのクラスA受益証券(米ドル建て)およびクラスA受益証券(豪ドル建て)(表示通貨ベース)については平成23年8月から平成28年5月の、また他の代表的な資産クラス(円ベース)については平成23年6月から平成28年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の平均値、最大値および最小値を表示したものである。

※クラスA受益証券(円建て)は、平成28年8月17日から運用を開始する。したがって、本書の日付現在、上記に記載すべき年間騰落率はない。

※すべての資産クラスがポートフォリオの投資対象とは限らない。

※各資産クラスの指数

日本株……………東証株価指数(配当込み)
 先進国株…………MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
 新興国株…………MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 日本国債…………NOMURA-BPI国債
 先進国国債…………シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国国債…………J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

(注)日本株および日本国債以外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしている。

※クラスA受益証券(米ドル建て)およびクラスA受益証券(豪ドル建て)の運用開始日が平成22年8月20日であるため、上記各グラフは、平成23年6月から平成28年5月の各月末における1口当たり純資産価格および平成23年8月から平成28年5月の各月末における1年間の騰落率を表示したものである。

※クラスA受益証券(円建て)は、平成28年8月17日から運用を開始する。したがって、本書の日付現在、上記に記載すべき年間騰落率および1口当たり純資産価格はない。

(後略)

<訂正後>

（前略）

（２）リスクに対する管理体制

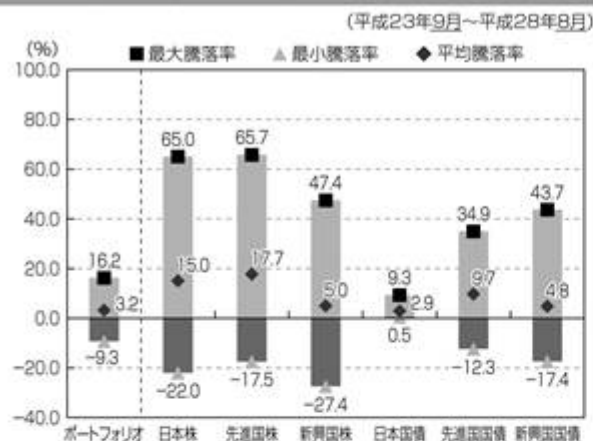
（中略）

（注）上記の記載は、平成28年8月末日現在のものである。リスクの管理体制は、変更される場合がある。

< 参考情報 >

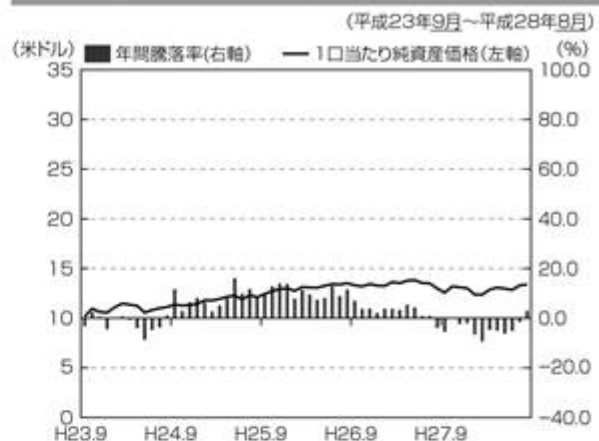
ポートフォリオと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

クラスA受益証券(米ドル建て)

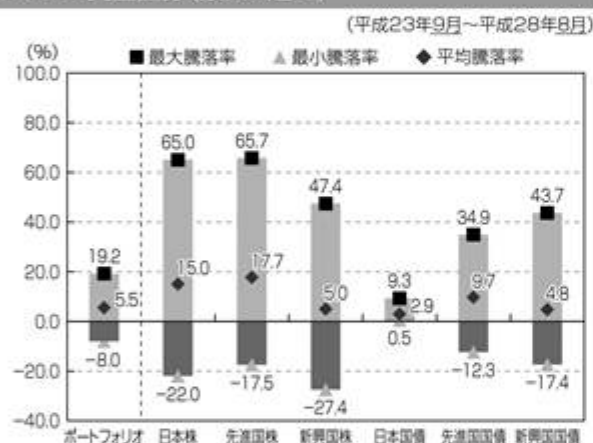


ポートフォリオの年間騰落率および1口当たり純資産価格の推移

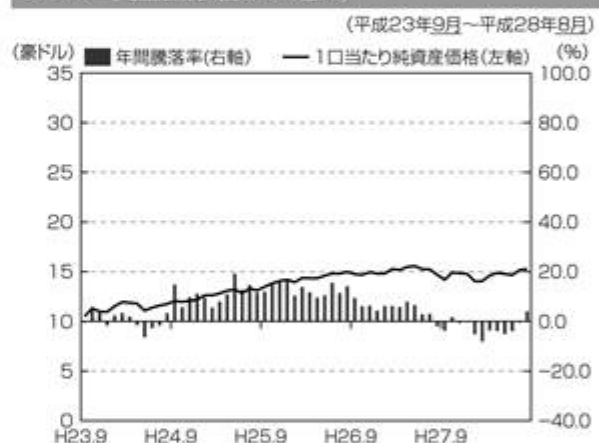
クラスA受益証券(米ドル建て)



クラスA受益証券(豪ドル建て)



クラスA受益証券(豪ドル建て)



※上記各グラフは、平成23年9月から平成28年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の平均値、最大値および最小値を、ポートフォリオのクラスA受益証券(米ドル建て)およびクラスA受益証券(豪ドル建て)(いずれも表示通貨ベース)ならびに他の代表的な資産クラス(円ベース)について表示したものである。

※クラスA受益証券(円建て)は、平成28年8月17日から運用を開始した。したがって、本書の使用開始日現在、上記に記載すべき年間騰落率はない。

※すべての資産クラスがポートフォリオの投資対象とは限らない。

※各資産クラスの指数

日本株…………… 東証株価指数(配当込み)
 先進国株…………… MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
 新興国株…………… MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 日本国債…………… NOMURA-BPI国債
 先進国国債…………… シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国国債…………… J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注)日本株および日本国債以外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしている。

※上記各グラフは、平成23年9月から平成28年8月の5年間の各月末における1口当たり純資産価格の1年間の騰落率および1口当たり純資産価格の推移を表示したものである。

※クラスA受益証券(円建て)は、平成28年8月17日から運用を開始した。したがって、本書の日付現在、上記に記載すべき年間騰落率はない。なお、平成28年8月末日現在の1口当たり純資産価格については、後記「5 運用状況 (3) 運用実績 ①純資産の推移 クラスA受益証券(円建て)」を参照のこと。

(後略)

4 手数料等及び税金

（５）課税上の取扱い

< 訂正前 >

（前略）

日本

平成28年7月14日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

日本

平成28年10月31日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（後略）

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

日本における申込（販売）手続等

< 訂正前 >

（前略）

適用ある申込価格は、当初申込期間においては、クラスA受益証券（円建て）について1口当たり100円、また、継続申込期間においては、当該注文が有効となる評価日（申込日）の純資産価格に基づくものとする。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

適用ある申込価格は、当該注文が有効となる評価日（申込日）の純資産価格に基づくものとする。

（後略）